

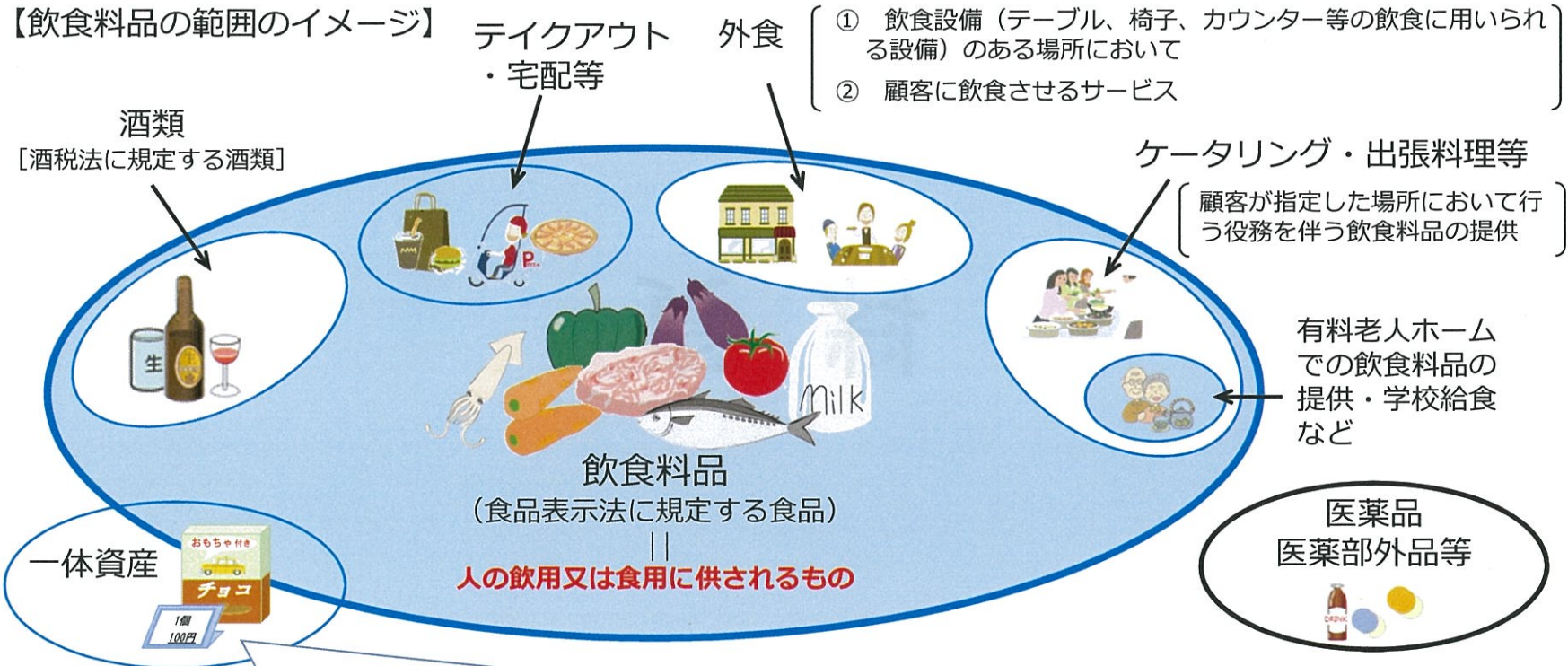
(未定稿)

# 資料

2019年9月

# 軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。  
 「一体資産」のうち、税抜価格が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

## 飲食料品の提供とは

○飲食料品の譲渡

軽減

《役務の提供なし》

---

○ケータリング

標準

《役務の提供あり》

相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

○食事の提供

標準

テーブル・イス等の飲食に用いられる設備（飲食設備）がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

## 適用税率の考え方

例. スーパーやコンビニで飲食料品の提供を行う場面において

○椅子・テーブル等あり



飲食可能



意思確認!



標準



飲食不可

(“飲食はご遠慮ください” = 実態なし)



(食事の提供)

○椅子・テーブル等なし



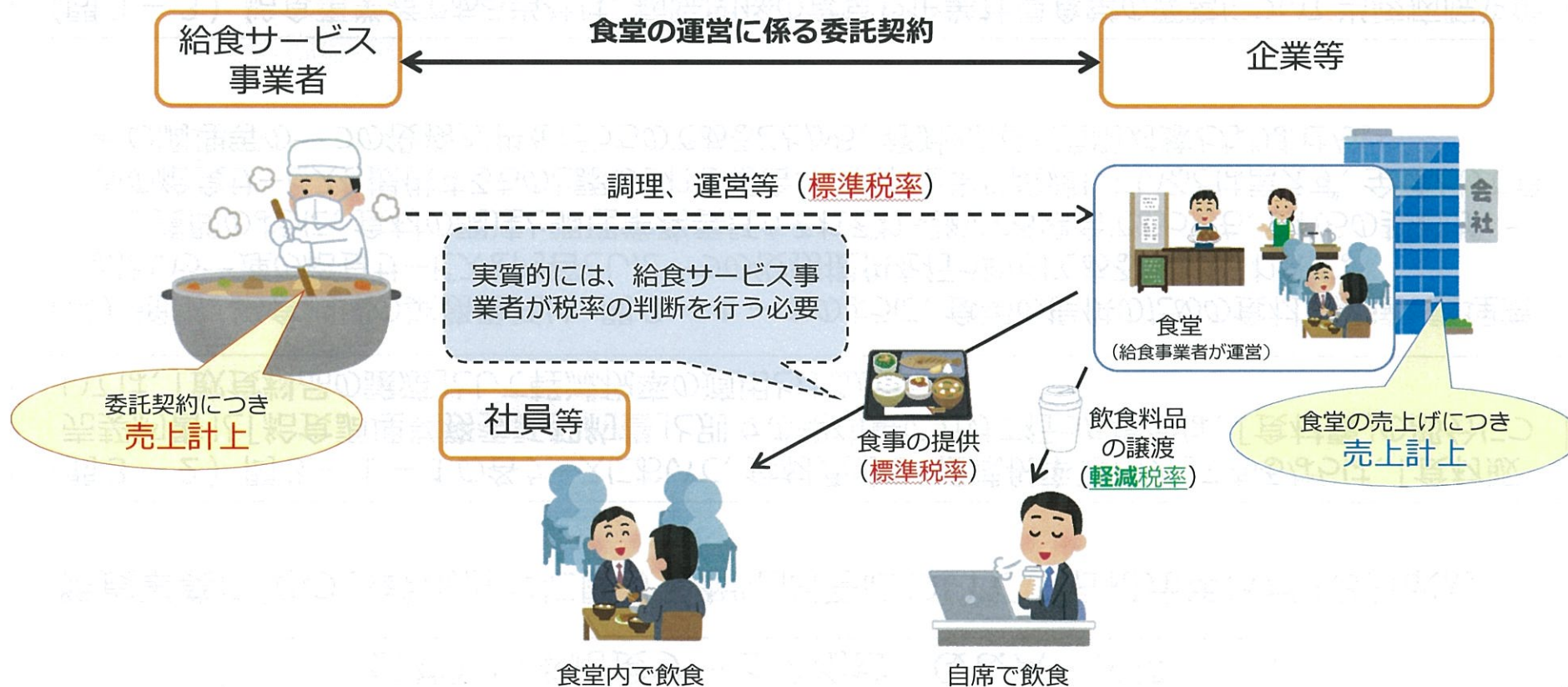
(飲食料品の譲渡)

軽減

## 食堂の運営に係る委託について（イメージ）

- 給食サービス事業者が、企業等他の事業者が経営する食堂の運営に係る業務委託されている場合、その委託に係る対価は役務提供の対価として、標準税率の対象となる。
- 委託を受けた食堂の運営に当たっては、給食サービス事業者が顧客に対して飲食料品を提供することとなるため、給食サービス事業者自身において適用税率の判断を行う場面が生じる。

（イメージ）



給食事業に関わる軽減税率に関する想定問答について（令和元年8月13日改訂）

(問3-2) 問3-1-1の各ケースにおいて、食材費分も「軽減税率適用外」であるならば、「食材販売契約書」と「給食調理業務委託契約書」と別々の契約書に分けて行った場合は、「食材費」の部分については、「飲食料品の譲渡」として軽減税率の適用となるか。

(答) 通常、給食調理の業務委託は、問3-1-1のように、食事の提供のための食材の調達と調理業務という一連の給食サービスを内容とした一つの役務提供を行う取引であると考えられます。

ご質問のように、食材の調達と調理業務委託をそれぞれ契約する場合であっても、これらの契約が、一連の給食サービスを提供するものと認められる場合は、食材を単に譲渡しているとは言えず、全体として食事の調理等の一つの役務提供を行うものであることから、軽減税率の適用対象となりません。

(問3-3) 給食事業者である当社は、病院関係の食堂や企業社員食堂の運営について当該病院や企業との委託契約を締結している。この契約において、食材費と管理費（委託料、調理加工賃）を各々の価格で締結し食材費分が軽減税率の適用対象とした場合、食材費の請求に利益を加える、加えないで軽減税率の適用・適用外の区分は変わらないと理解してよいか。

(答) ご質問のように、食材費と管理費の価格を区分して契約していたとしても、給食事業者は、食事の提供に伴って食材を調達することから、一つの役務提供を行う取引であり、全体として、軽減税率の適用対象となりません。

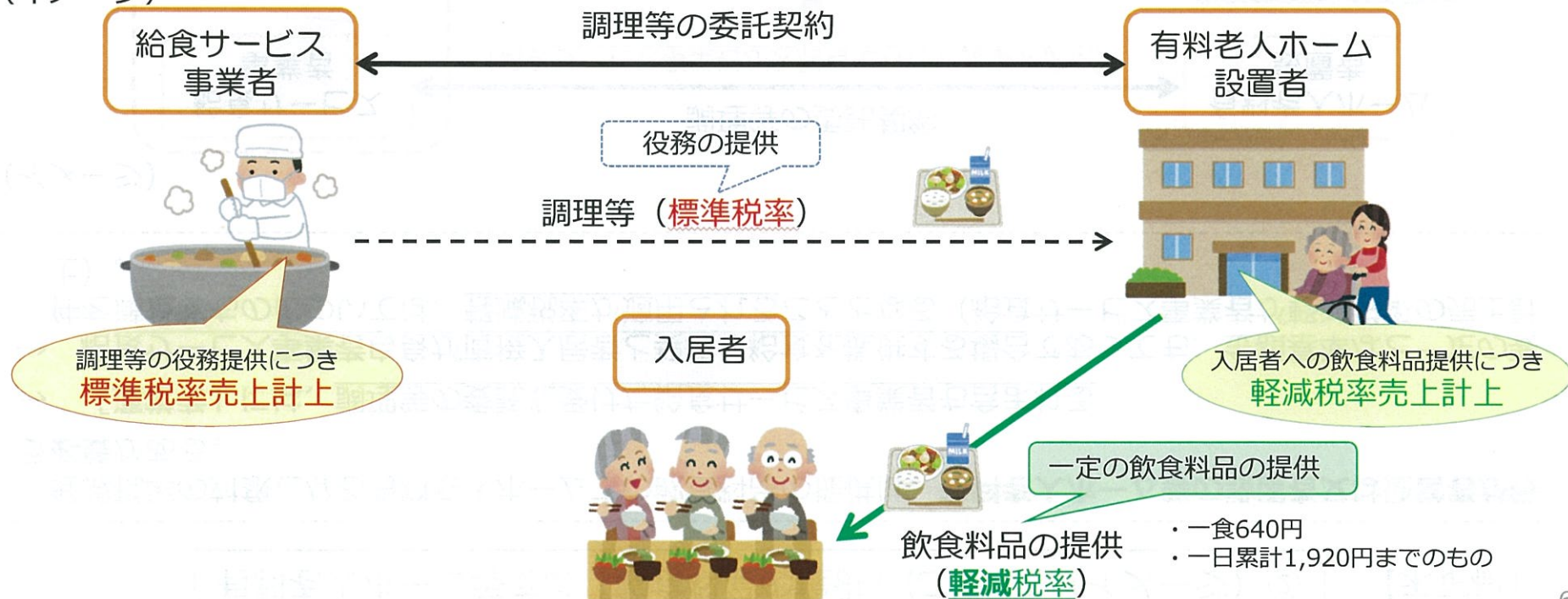
これは、食材費の請求に利益を加えるか否かを問いません。

# 有料老人ホーム等での「飲食料品の提供」について（イメージ）①

【未定稿】

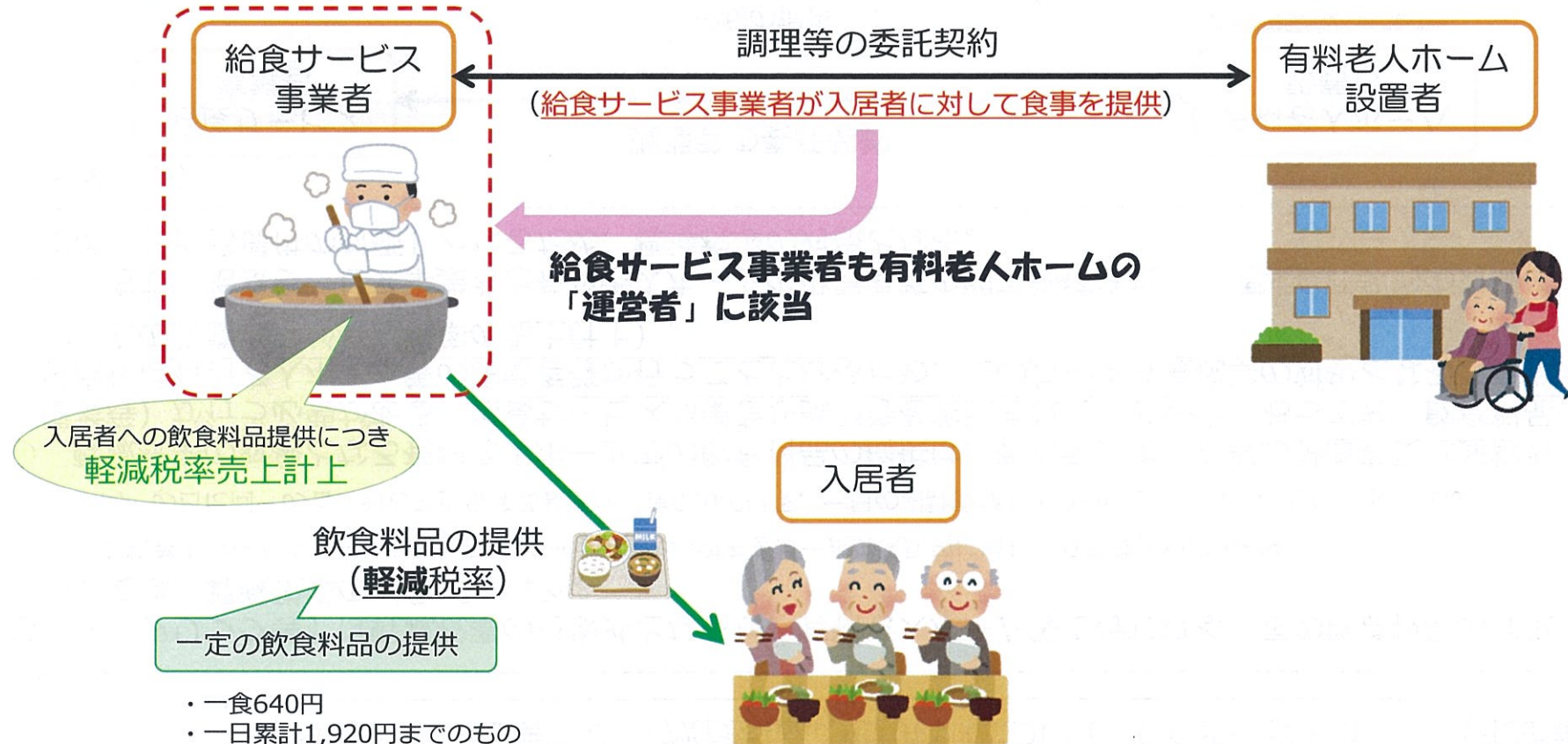
- 「ケータリング等」は軽減税率の対象外となるが、有料老人ホーム等で行われる一定の飲食料品の提供※<sup>1</sup>については、軽減税率の対象※<sup>2</sup>となる。
  - ※1 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置者等が一定の入居者に対して行う飲食料品の提供
  - ※2 同一の日に同一の者に対して提供する食事が一食640円以下、一日の累計額が1,920円に達するまでのものに限られる。
- 軽減税率の対象となる有料老人ホームでの飲食料品の提供は、有料老人ホーム等の設置者又は運営者（設置者等）が行う必要がある。給食サービス事業者が調理等を委託されている場合であっても、飲食料品の提供自体は有料老人ホーム等の設置者等が行うこととなるため、その対価は軽減税率の対象となる（有料老人ホームの設置者等が軽減税率の売上計上）。
- 一方で、給食サービス事業者と有料老人ホームの設置者等の間で締結される、調理委託契約の対価については、「役務提供の対価」となるため、標準税率の対象となる。

（イメージ）



- 軽減税率の対象となる有料老人ホームでの飲食料品の提供は、**有料老人ホーム等の設置者又は運営者が行う必要がある。**
  - 「運営者」には、調理等の委託を受けた給食サービス事業者も含まれる
  - 給食サービス事業者自身が直接入居者と契約し給食を提供する場合であっても、金額基準など一定の要件を満たすものについては、軽減税率が適用されることとなる（給食サービス事業者が軽減税率の売上計上）。

（イメージ）





## 関係条文等 抜粋

### ○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号） 附則

（三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置）

第三十四条 事業者が、平成三十一年十月一日・・・から三十五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等・・・のうち次に掲げるもの・・・に係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・二四とする。

一 飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 省略

□ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

### ○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号） 附則

（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

第三条 省略

2 改正法附則第三十四条第一項第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同項第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供（財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、消費税法施行令第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。）とする。

一 老人福祉法・・・第二十九条第一項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム（次号に掲げる施設に該当するものを除く。） 当該**有料老人ホームを設置し、又は運営する者**が、当該有料老人ホームの入居者（財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。）**に対して行う飲食料品の提供**

二～七 省略

（参考） 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日・老発第0718003号）（抜粋）

#### 1 用語の定義

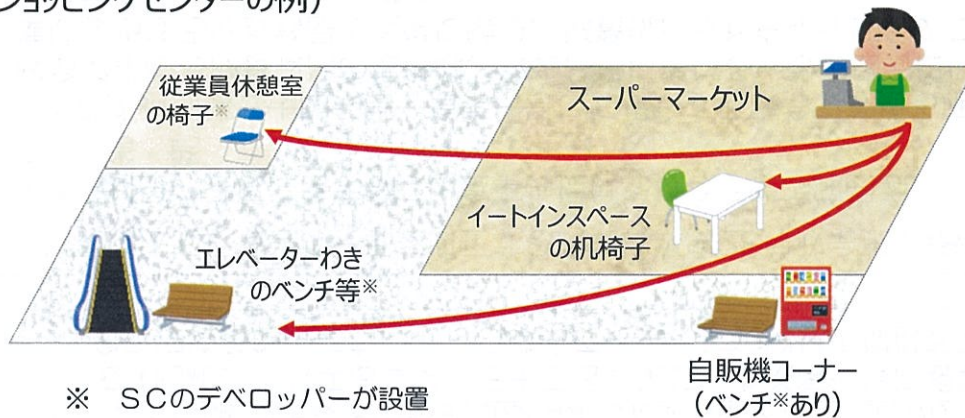
この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。）

「飲食設備」と「意思確認の方法」について

- 「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターなど“飲食に用いられる”設備を指す。
- 飲食料品の提供者と設備の設置者が異なる場合、当該設備を飲食料品の提供者の顧客に利用させることの「合意等」がある場合、「飲食設備」に該当することとなる。
- 「合意等」には、契約等による明示の合意がある場合のみならず、「黙示の合意」がある場合も含まれる。

(ショッピングセンターの例)



テナントであるスーパーマーケットにとっての「飲食設備」は？

自販機コーナー（ベンチあり）での販売はどう考えるか？  
※ そば・うどんなど調理式自販機の場合は？

- 「意思確認の方法」：営業の実態に応じた方法による意思確認方法が認められる。



券売機の意思確認方法は？



セルフレジの意思確認方法は？

セルフレジ 有人レジ

# 販売後の対応について ①



その後



適用税率は、**売り手が販売時点で意思確認を行うなどで判断**

→ 適用税率は**軽減税率のまま**

したがって

このような対応は不要

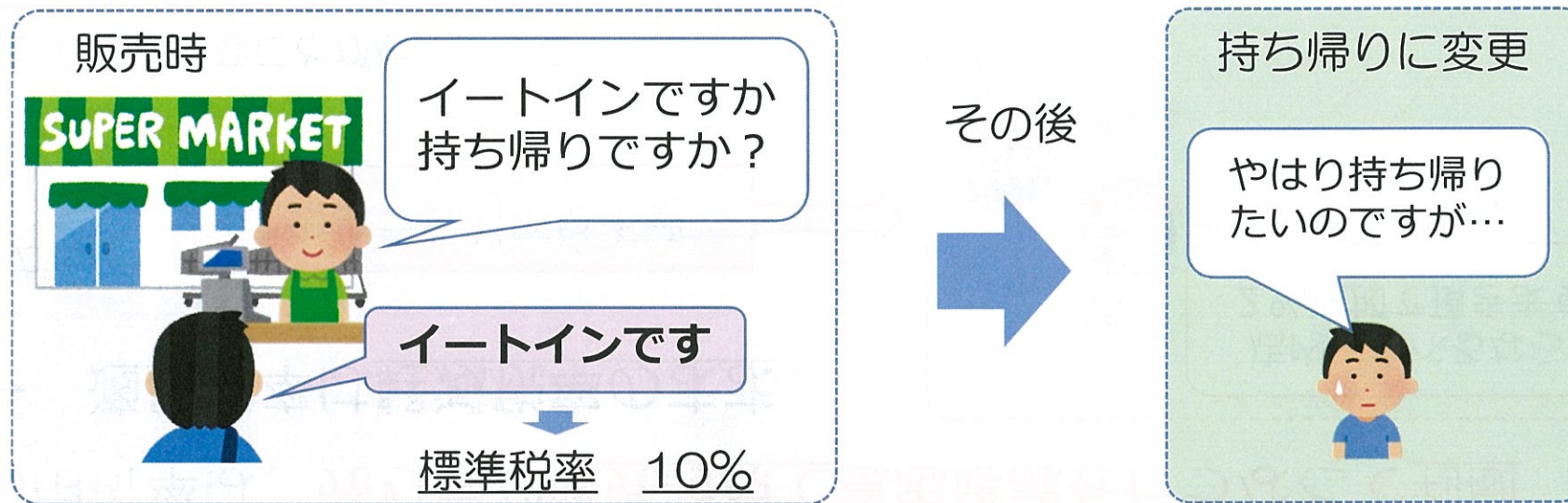


だが、このようなことがないように…

**店舗オペレーションの工夫が必要**



## 販売後の対応について ②



適用税率は、**売り手が販売時点で意思確認を行うなどで判断**

→ 適用税率は変わらない

→ 一方、売り手のサービスの一環として差額を精算すること  
も差し支えない

このような対応も  
差し支えない

返金対応



分かりました  
差額をお返しします

## 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

- 軽減税率制度実施後は、例えばイトインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。
- このような場合の価格表示の方法については、例えば、以下の方法があります。

### 【テイクアウトと店内飲食の両方が行われる場合の価格表示】

#### 異なる「税込」価格を設定する場合

① 持ち帰りと店内飲食両方の税込価格を表示

##### 【外食メニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)
オレンジジュース	165円 (162円)
〇〇セット	550円 (540円)

※ 下段はテイクアウトの値段となります。



##### 【小売店等の表示】

総菜パン	162円 (店内飲食 165円)
------	---------------------



② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか一方のみの税込価格を表示

##### 【外食メニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円
オレンジジュース	165円
〇〇セット	550円

※ テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。



##### 【小売店等の表示】

総菜パン	162円
------	------

(店内掲示)

店内飲食される場合、価格が異なります。

#### 「税込」価格を統一する場合

③ 持ち帰りと店内飲食を同一の税込価格で表示

##### 【外食メニュー表示】

メニュー	
チーズバーガー	350円
リンゴジュース	185円
△△セット	600円



##### 【小売店等の表示】

あんパン	170円
------	------



軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

(参考) 令和3年3月31日までは、誤認防止措置を講じている場合に限り「税抜価格」による表示も認められます。

軽減税率制度実施後のレシートのイメージ

現行のイメージ  
(~2019年9月末)

〇〇ケーキ店  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年04月01日(土)17:45

ケーキ	1点	550	550円
シュークリーム	1点	180	180円
保冷剤			20円
対象計 (内税額)			750円
合計			750円
お預り			1,000円
お釣り			250円

軽減税率制度実施後のイメージ  
(2019年10月~2023年9月末)

〇〇ケーキ店  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年04月01日(土)17:45

ケーキ	* 1点	550	550円
シュークリーム	* 1点	180	180円
保冷剤			20円
8%対象計 (内税額)			730円 (54円)
10%対象計 (内税額)			20円 (1円)
合計			750円
お預り			1,000円
お釣り			250円

\* 印は軽減税率対象

【変更点①】  
税率ごとに合計した対価の額(税込)を記載

【変更点②】  
軽減税率の対象品目であることを明示

## 区分記載請求書等保存方式におけるレシート等のイメージ

- 異なる税率のものを一括して「値引き」する場合、「値引額を合理的に区分」

【区分記載請求書】

レシート			
DEFマート (03-XXXX-YYYY)			
20XX年04月01日(土)		16:45	
りんご	1点	3000	3000円
アイス	* 1点	150	150円
クッキー	* 1点	3000	3000円
値引き			-50円
	8%割引		-26円
	10%割引		-24円
小計			6100円
	8%割引		3124円
	外税		250円
	10%割引		2976円
	外税		298円
総計			6648円
お預り			10050円
お釣り			3402円
*印は軽減対象			

例①

「値引き後の対価の額」(又は「税率ごとの値引き額」)が明らかであればよい

値引き		-50円
小計		6100円
8%割引		3124円
外税		250円
10%割引		2976円
外税		298円
総計		6648円

例②

どの税率対象から値引くかは、事業者の任意(一方の税率からのみ値引きすることも可能)

値引き		-50円
小計		6100円
8%割引		3150円
外税		252円
10%割引		2950円
外税		295円
総計		6647円

### (ポイント)

**例①、例②の考え方は区分記載請求書等保存方式のみならず、インボイス制度においても同様**

## 手書領収書の軽減税率・インボイス対応イメージ

【令和元年（2019年）10月1日～】

- 区分記載請求書等保存方式下の領収書の記載事項
- ① 書類の作成者の氏名又は名称
  - ② 取引年月日
  - ③ 課税資産の譲渡等の内容（軽減である場合にはその旨）
  - ④ 税率ごとに区分した対価の額（税込）

【令和5年（2023年）10月1日～】

- インボイス制度下の領収書（簡易インボイス）の記載事項
- ① 発行者の氏名又は名称及び登録番号
  - ② 取引年月日
  - ③ 課税資産の譲渡等の内容（軽減である場合にはその旨）
  - ④ 税率ごとに区分した対価の額（税抜又は税込）
  - ⑤ 消費税額等又は適用税率

【イメージ】

領 収 証		No. _____												
○川△男様														
6,648 円														
但 食品（軽減対象）・日用品として														
●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました		収入印紙												
<table border="1"> <tr><td colspan="2">&lt;金額（税抜・税込）&gt;</td></tr> <tr><td>8%</td><td>3,124円</td></tr> <tr><td>10%</td><td>2,976円</td></tr> <tr><td colspan="2">&lt;消費税額等&gt;</td></tr> <tr><td>8%</td><td>250円</td></tr> <tr><td>10%</td><td>298円</td></tr> </table>		<金額（税抜・税込）>		8%	3,124円	10%	2,976円	<消費税額等>		8%	250円	10%	298円	
<金額（税抜・税込）>														
8%	3,124円													
10%	2,976円													
<消費税額等>														
8%	250円													
10%	298円													
東京都千代田区霞が関3-1-1 DEFマート 株式会社														
登録番号 T1234567890123														

宛名は、不特定多数の者を相手とする事業の場合、省略可  
（「上様」も可能）

但書きは、  
・ 標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要。  
（「お品代として」は不可）  
・ また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要  
※ レシート（明細書）の添付に代えることも可能

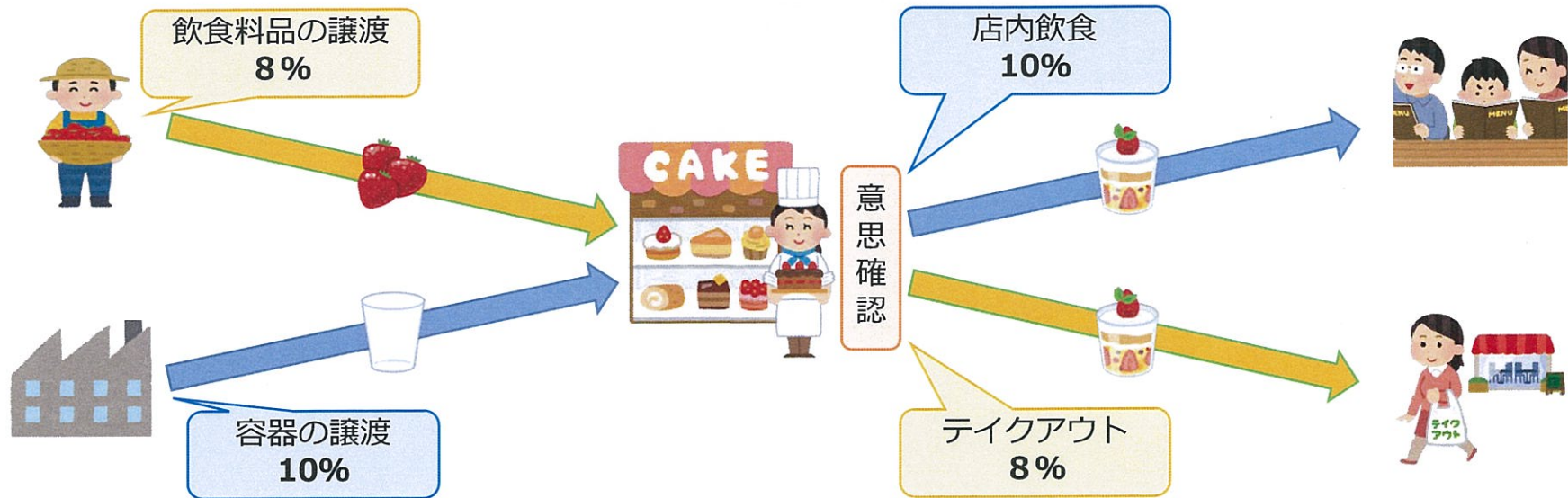
対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可  
（交付する事業者が特定できる場合に限る）

登録番号の記載  
※ インボイス制度導入前において記載することも可能



## 適用税率の判定



- 適用税率は、「売り手」が「販売時点」で判定する（「買い手」の用途は関係ない）  
→ 店内飲食とテイクアウト両方行うのであれば、販売時に「意思確認」などで判断
- 消費税は「取引課税」なので「売上げ」と「仕入れ」は別の取引と考える  
→ 仕入れは標準税率（10%）で売上げは軽減税率（8%）ということも、その逆もありうる
- 消費税の税額計算： $\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$   
→ 売上げ・仕入れにおける税率の差は、申告を通じて精算される（仕入税額の方が大きければ還付）

（追加分）